



経済産業省

Ministry of Economy, Trade and Industry

第4回 総合資源エネルギー調査会 資源・燃料分科会 石油・天然ガス小委員会 液化石油ガス流通ワーキンググループ

開催日

2023年3月2日

開催資料

- 資料1 議事次第 (PDF形式: 77KB)
- 資料2 委員名簿 (PDF形式: 90KB)
- 資料3 議事の運営について (案) (PDF形式: 71KB)
- 資料4 料金透明化・取引適正化の動向 (事務局提出資料) (PDF形式: 2,994KB)
- 資料5 北大生協等の調査報告と商慣行是正提言 (北海道生協連提出資料) (PDF形式: 1,349KB)
- 資料6 取引適正化問題について (全国LPガス協会提出資料) (PDF形式: 1,342KB)
- 委員提出資料 柴崎委員配布資料 (PDF形式: 168KB)

- 議事要旨 (PDF形式: 174KB)

ネットライブ中継

会議の様子は、以下の動画から御覧になれます。

- 動画

お問合せ先

資源エネルギー庁 資源・燃料部 石油流通課

- [ダウンロード \(Adobeサイトへ\)](#)

最終更新日: 2023年3月8日

総合資源エネルギー調査会 資源・燃料分科会 石油・天然ガス小委員会
液化石油ガス流通ワーキンググループ（第4回）議事要旨

日時：令和5年3月2日（木曜日）10時～12時

場所：経済産業省別館1階101-2各省庁共用会議室（オンライン併用）

出席者：

- 委員：内山座長、浦郷委員（teams参加）、柴崎委員、高橋委員、豊國委員、中田委員、林委員、吉田委員
- オブザーバー：嘉村様（エルピーガス振興センター）、橘川様（国際大学副学長・大学院国際経営学研究科）、村田様（全国LPガス協会）、吉田様（日本LPガス協会）
- 関係省庁：国土交通省不動産・建設経済局不動産課 村田課長補佐、国土交通省不動産・建設経済局参事官（不動産管理業）付 佐藤課長補佐、国土交通省住宅局参事官（マンション・賃貸住宅担当）付 新田課長補佐、消費者庁尾原消費者政策課長
- 事務局：定光資源・燃料部長、永井石油流通課長

事務局から資料4「料金透明化・取引適正化の動向」を、北海道生活協同組合連合会 川原専務付から資料5「北大生協等の調査報告と商慣行是正提言」を、（一社）全国LPガス協会 村田専務理事から資料6「取引適正化問題について」を説明後、委員からの主な意見は以下のとおり。

■議論の進め方

- ・大きく2つの論点がある。1つは賃貸集合住宅の消費機器やエアコンの問題。もう1つは、主には戸建てにおける貸付配管の問題。
- ・賃貸集合住宅の問題は消費者が被害を受けており、戸建ては切り替えられた事業者が被害を受けている。WGでは賃貸集合住宅の問題を中心に議論すべきではないか。
- ・LPガスの供給に必要な配管の問題と、関係のないエアコンなどの提供の問題を同じように扱うことは避けた方がよく、実態を踏まえた詳細な検討をお願いしたい。

■賃貸集合住宅（無償貸与）

- ・賃貸集合住宅の課題は、ごく一部の事業者がオーナーに対して色々な設備を付けたという問題がある。
- ・公取委に入っただき、賃貸業を行っている方が、設備を提供しないとガスの契約をしないという抱き合わせの提案を取り締まるべき。
- ・賃貸集合住宅におけるLPガス料金は、無償貸与の商慣行によって消費者に不利益が生じていることは明らか。給湯器やコンロだけでなく、エアコンやインターホン、温水便座など、を提供することにより、高額となったLPガス料金を、設備料が含まれていることを知らずに消費者が負担していることは消費者被害である。
- ・賃貸集合住宅に住む消費者は、住んだ後にLPガス料金を知ることになり、事実上、選択の権利がない。入居の契約時にLPガス料金を知ることができるよう取り組まれているが、どの程度実行されているか疑問。行政の通知から1年半が経過。きちんと確認をして欲しい。
- ・入居する消費者に対しては、オーナーの責任で、入居したらLPガス料金はいくらぐらいになる、と明示すべき。LP事業者でなくオーナーがやるべきであり、きちんと規制の下で取り組むべき。

■戸建て住宅（貸付配管）

- ・貸付配管の課題について。これは液石法に基づく制度となっており、業界にも定着している商慣行である。

- ・訴訟も行われているが、その判決結果を詳細に調査することが重要。裁判は個別の紛争事例の解決が目的。そこでのロジックを直ちに一般化するのか、さらには法律を変えるようにするのかは、相当な検討が必要と考える。
- ・判決の結果があるにせよ、多くの企業が毎年数億円の配管における設備投資を行っており、資産と計上し償却し、それに基づいて決算をしている。付合により所有権がないことを採用すると資産として扱えなくなることから、決算方法を変える必要がある。また、消費配管はガス販売事業者の切替えがあった場合、液石法の規定に基づいて所有権を移転しなければならない、それがすべて無効になると大混乱を生むのではないか。
- ・最近の判例では建物に付合していることから、単体の客体として扱うのは難しいという印象。付合として考えていくのが自然かと考える。

■料金問題（3部制料金）

- ・無償貸与や貸付配管の問題は、何十年も議論があるのに、3部料金を採用する企業がでてこないのは、業界の姿勢を待っていても無理だと判断せざるを得ない。法的に3部料金を採用しなければならないというところまで踏み込んでいただきたい。

■制度改正の方向性

- ・大手中小の規模を問わず、すべての事業者が適切なルールの下に、公平な競争ができるようにしていただきたい。
- ・ガスの消費機器などの設備投資が過大となっている。LP業界だけでなく、不動産業界からも適正な対応が必須。取引適正化の実行性のためにも留意した制度設計をお願いしたい。
- ・現行の液石法に基づき14条書面を交付し、需要家と取引している。大多数は安定した取引をしている中、今般の改正が混乱を招かないよう慎重な議論を。
- ・LPガス料金の基本料金の定義を明確にする必要がある。これをしないと抜け駆け、新制度における適正な競争ができない。近年の新たな技術動向を踏まえて、何が対象となるか、そのような検討をお願いしたい。